

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、福井県漁業調整規則（昭和39年福井県規則第61号）第4条第1項第14号に掲げる地びき網漁業につき、福井県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可または起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数または漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類の名称	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
	地びき網漁業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
地びき網漁業	いさざ地びき網漁業	1（許可または起業の認可を受けている漁業者の数：1）	5トン以下の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	大飯郡おおい町佐分利川海岸橋の河口側右岸橋桁先端から真方位10度50メートルの点を基点として半径200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	3月1日から4月20日まで	おおい町に住所を有する者	(1)佐分利川流域内でのいさざ採捕者と協調して操業すること